

長崎県農業経営改善ネットワークと(公財)長崎県農業振興公社との農地の集積・集約化に関する協定書を締結しました。

長崎県農業振興公社は、平成30年1月16日(火)に九州農政局経営・事業支援部長、長崎県農林部長の立ち会いの下、「長崎県農業経営改善ネットワーク」と協定を締結しました。

公社では、平成28年度に「農業法人協会」と協定を締結し、農地の利用集積を進めて参りましたが、さらに促進させるため人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられている認定農業者が、地域農業の牽引役として活躍いただいているので、その団体である「長崎県農業経営改善ネットワーク」と協定を結び、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を図つて参ります。

長崎県農業経営改善ネットワークと（公財）長崎県農業振興公社との 農地の集積・集約化に関する協定書

長崎県農業経営改善ネットワーク（以下「甲」という。）と（公財）長崎県農業振興公社（農地中間管理機構（以下「乙」という。））とは、農林水産省九州農政局及び長崎県を立会人として、担い手の規模拡大、農地の集団化、産地計画の推進等による農地利用の効率化・高度化を図る目的で、甲が推進する農地中間管理事業の利活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

- (1) 甲は、農地中間管理事業の取組を支援するため、会員に対して乙と連携し次の事業に取り組むよう呼びかけを行う。
 - ア 本協定による事業を促進するために、甲の会員が現在利用する農地について、その利活用にかかる手続きをできる限り農地中間管理事業に移行し、乙の事業による農地集積・集約化の一層の加速化に資するよう努めること。
 - イ 甲は自らの農業経営改善計画に基づき、乙が借受けた農地について積極的に利活用するよう努めること。
 - ウ 人・農地プラン及び産地計画の中心経営体として、地域全体の農地利用の最適化に向けた話し合いを活性化し、地域における担い手への農地集積・集約化の推進役を努めること。
 - エ アからウまでに掲げる事項に取り組むことを通じて、効率的な農地利用が進められるよう努めるとともに適正な農地利用を行うこと。
- (2) 乙は、農地の集積・集約化に向け取り組んでいる農地中間管理事業をさらに促進させるため、県内の遊休農地の所有者及び今後離農を検討している農地所有者に対し、事業を周知徹底することに努めるとともに、地域の中核的担い手である甲の会員に対して、積極的に情報提供や農地の有効利用に向けた提案などを行い、効率よくその利活用を促すよう努める。
- (3) 乙は、各自治体等と協力して甲の会員の規模拡大や生産活動と地域農業との調和のとれた健全な発展が図られるよう努める。
- (4) 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、各地域や自治体も含めて広く周知する。
- (5) 本協定の履行に当たり、疑義を生じた場合は、甲、乙、誠意をもって協議解決する。

(6) この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。なお、甲、乙のいずれかが期間満了の3ヵ月前までに更新しない旨の意思表示を行わない場合は、さらに3年期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人記名の上、各自その1通を所持する。

平成30年1月16日

甲 長崎県農業経営改善ネットワーク

会長 稲村繁徳

乙 公益財団法人 長崎県農業振興公社

理事長 濱本磨毅

立会人 農林水産省九州農政局経営・事業支援部

部長 竹村俊昭

立会人 長崎県農林部

部長 加藤兼仁



締結式の様子



前方、左から竹村部長、種村会長、濱本理事長、加藤部長
後方はネットワーク役員の皆様